

## 印章の取扱いに関する規程

### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本舞台音響家協会において使用する印章の作成、管理及び押印について、必要な事項を定める。

### （定義及び種類）

第2条 この規程において、印章とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引に使用される印で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とし、印章の種類は別表のとおりとする。

### （印影）

第3条 印章の印影は、別表のとおりとする。

### （作成等）

第4条 印章の作成、改印及び廃止する場合は、理事長の承認を得るものとする。

### （管理）

第5条 理事長は、必要に応じて第2条で規定する印章を管理・保管する者（以下「印章管理保管責任者」という）を指名することができる。

2 印章管理保管責任者は、印章が不正に使用されること或いは盗難・火災・紛失の恐れがないよう、適正に管理・保管しなければならない。

3 印章管理保管責任者は、必要があると認めるときは、印章取扱者を置くことができる。

### （保管）

第6条 第2条に定める印章は公益社団法人日本舞台音響家協会の事務所内に保管するものとする。

### （事故報告）

第7条 第2条に定める印章について、盗難、紛失等の事故があったときは、印章管理保管責任者はその印章、事故の内容その他必要な事項を理事長に報告しなければならない。当該印章について偽造、不正使用等の事故があったときも同様とする。

### （使用）

第8条 印章管理保管責任者又は印章取扱者は、印章を押印するときは、押印記録簿に記録を行

なうものとする。

(使用範囲)

第9条 各印の使用範囲は、別表のとおりとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行なう。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年11月15日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年11月30日に一部を改訂する。

別表 (第2条、第8条関係)

印章名

| 番号 | 印章種類                      | 形 | 使用範囲                              |
|----|---------------------------|---|-----------------------------------|
| 1  | 理事長印 (実印)<br><法務局印鑑登録届出印> | 丸 | 官公庁届出文書、重要な契約書、<br>その他特に実印が必要な文書  |
| 2  | 理事長印 (略印)                 | 丸 | 銀行・証券会社との取引文書<br>又は理事長名の一般文書      |
| 3  | 法人印 (略印)                  | 角 | 請求書、領収書、納品書等<br>その他法人名に印章を必要とする文書 |

別表 (第3条関係)

印影

| 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|
|   |   |   |